

平成 24 年度事業報告書（案）  
【船員保険事業】

---

（2012）

事業期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日



全国健康保険協会  
船員保険

## 目次

第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針	
1. 理念	3
(1) 基本使命	3
(2) 基本コンセプト	3
2. 平成24年度の事業運営方針	3
第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 医療費等の動向	5
第3章 船員保険事業の概況	
(1) 保険運営の企画・実施	8
(2) 船員保険給付等の円滑な実施	12
(3) 保健・福祉事業の着実な実施	18
第4章 東日本大震災における影響と対応について	
(1) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応	25
(2) 国の財政支援について	26
第5章 平成24年度の総括	27
協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）	28
参考資料	31

# 第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

## 1. 理念

### (1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

### (2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 2. 平成24年度の事業運営方針

### 【船員保険事業】

24年3月に策定した24年度の事業運営の方針は、次のとおりです。

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、上記1の協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組めます。

24年度においては、

- (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、加入者の視点に立ち、サービススタンダードを遵守するなど常にサービスの向上に努めます。
- (2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取組みを継続します。
- (3) さらに、レセプト点検、医療費通知等の医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを推進します。

事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めます。
- (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努めます。
- (3) さらに、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努めます。

## 第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況

### (1) 加入者、船舶所有者の動向

24年度末現在の被保険者数は58,231人であり、前年度末に比べて491人(0.8%)減少しています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,557人であり、前年度末に比べて49人(1.4%)増加しています。

被扶養者数は71,237人であり、前年度末に比べて2,231人(3.0%)減少しています。

加入者数では129,468人であり、前年度末に比べて2,722人(2.1%)減少しています。

24年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は39万円であり、前年度に比べて0.4%増加しています。

平均標準賞与月数は平均標準報酬月額額の1.26月であり、前年度に比べて0.05月増加しています。船舶所有者数は5,819人であり、前年度末に比べて105(1.8%)減少しています。

【(図表2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬月額:円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者数	68,949 (▲6.1%)	66,081 (▲4.2%)	64,834 (▲1.9%)	63,499 (▲2.1%)	62,804 (▲1.1%)	61,868 (▲1.5%)	60,848 (▲1.6%)	59,981 (▲1.4%)	58,722 (▲2.1%)	58,231 (▲0.8%)
うち疾病任意継続被保険者数	5,661 (▲14.5%)	4,146 (▲26.8%)	4,003 (▲3.4%)	3,767 (▲5.9%)	3,522 (▲6.5%)	3,673 (4.3%)	4,150 (13.0%)	3,756 (▲9.5%)	3,508 (▲6.6%)	3,557 (1.4%)
被扶養者数	116,197 (▲6.5%)	107,503 (▲7.5%)	103,118 (▲4.1%)	97,846 (▲5.1%)	94,602 (▲3.3%)	82,266 (▲13.0%)	79,663 (▲3.2%)	76,344 (▲4.2%)	73,468 (▲3.8%)	71,237 (▲3.0%)
加入者数	185,146 (▲6.4%)	173,584 (▲6.2%)	167,952 (▲3.2%)	161,345 (▲3.9%)	157,406 (▲2.4%)	144,134 (▲8.4%)	140,511 (▲2.5%)	136,325 (▲3.0%)	132,190 (▲3.0%)	129,468 (▲2.1%)
平均標準報酬月額	385,130 (4.3%)	382,598 (▲0.7%)	381,216 (▲0.4%)	379,600 (▲0.4%)	387,496 (2.1%)	394,662 (1.8%)	394,901 (0.1%)	389,649 (▲1.3%)	388,869 (▲0.2%)	390,432 (0.4%)
船舶所有者数	6,460 (▲2.3%)	6,347 (▲1.7%)	6,292 (▲0.9%)	6,237 (▲0.9%)	6,173 (▲1.0%)	6,155 (▲0.3%)	6,066 (▲1.4%)	6,001 (▲1.1%)	5,924 (▲1.3%)	5,819 (▲1.8%)

注) 括弧内は対前年度増減率です(以下図表2-2から図表2-6についても同様)。

### (2) 医療費等の動向

24年度の医療費総額は244億円であり、前年度に比べて0.6%減少しています。

このうち、医療給付費は194億円であり、前年度に比べて1.1%減少し、その内訳は、現物給付が190億円で前年度に比べ0.6%減少、現金給付費(療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る。)は4億円で前年度に比べて21.1%減少しています。

また、その他の現金給付費(傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計。)は26億円であり、前年度に比べて12.0%減少しています。保険給付費(医療給付費とその他の現金給付費の合計額)は220億円であり、前年度に比べて2.6%減少しています。

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は186,691円であり、前年度に比べて1.6%増加、医療給付費は148,426円であり、前年度に比べて1.1%の増加、このうち現物給付は

145,558 円であり、前年度に比べ 1.6%の増加、現金給付費は 2,868 円であり、前年度に比べて 19.3%減少しています。また、その他の現金給付費は、20,127 円であり、前年度に比べて 10.1%減少しています。保険給付費は 168,554 円であり、前年度に比べて 0.4%減少しています。

24 年度の年金給付費は 43 億円であり、前年度と比べて 0.3%減少しています。受給権者数は 2,283 人であり、前年度に比べて 1.1%減少しています。このうち、19 年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は 3,719 万円で、受給権者は 7 人となっています。

【(図表 2-2) 医療費の動向【全体】】

(単位:億円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
医療費総額	277 (▲6.3%)	264 (▲5.0%)	264 (0.1%)	256 (▲2.8%)	262 (2.2%)	263 (0.1%)	259 (▲1.2%)	245 (▲5.4%)	246 (0.1%)	244 (▲0.6%)
医療給付費①	219 (▲8.2%)	210 (▲4.5%)	211 (0.5%)	204 (▲3.1%)	210 (2.7%)	209 (▲0.5%)	205 (▲1.5%)	194 (▲5.8%)	196 (1.4%)	194 (▲1.1%)
現物給付	210 (▲9.6%)	200 (▲4.7%)	201 (0.7%)	194 (▲3.5%)	202 (4.1%)	203 (0.7%)	201 (▲0.9%)	189 (▲6.2%)	192 (1.3%)	190 (▲0.6%)
現金給付費(注1)	10 (36.5%)	10 (1.1%)	10 (▲2.2%)	10 (5.2%)	8 (▲25.7%)	5 (▲31.2%)	4 (▲22.6%)	5 (13.0%)	5 (5.1%)	4 (▲21.1%)
その他の現金給付費(注2)②	46 (▲3.5%)	44 (▲3.7%)	45 (1.1%)	45 (0.1%)	45 (0.8%)	44 (▲2.3%)	43 (▲3.5%)	36 (▲16.5%)	30 (▲15.8%)	26 (▲12.0%)
保険給付費(①+②)	265 (▲7.4%)	254 (▲4.3%)	255 (0.6%)	249 (▲2.5%)	255 (2.3%)	253 (▲0.8%)	248 (▲1.8%)	229 (▲7.6%)	226 (▲1.2%)	220 (▲2.6%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 制度改正により 22 年 1 月以降において、21 年末まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給される(22 年 1 月以降の災害に限る。)ようになっています。

【(図表 2-3) 医療費の動向【内訳①: 職務外給付】】

(単位:億円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
医療費総額	—	—	—	—	—	—	56 (—)	223 (—)	227 (2.1%)	225 (▲0.9%)
医療給付費①	—	—	—	—	—	—	43 (—)	171 (—)	178 (4.1%)	175 (▲1.5%)
現物給付	—	—	—	—	—	—	42 (—)	167 (—)	173 (4.1%)	172 (▲1.0%)
現金給付費(注1)	—	—	—	—	—	—	0 (—)	4 (—)	4 (4.8%)	3 (▲22.2%)
その他の現金給付費(注2)②	—	—	—	—	—	—	6 (—)	26 (—)	24 (▲4.7%)	22 (▲8.5%)
保険給付費(①+②)	—	—	—	—	—	—	48 (—)	196 (—)	202 (3.0%)	197 (▲2.4%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 平成 21 年度は平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月の 3 ヶ月分の数値です(図表 2-4 及び図表 2-5 についても同様)。

【(図表 2-4) 医療費の動向 [内訳②: 下船後の療養補償・職務上に乗せ給付]】

(単位:億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
医療費総額	—	—	—	—	—	—	6 (—)	19 (—)	17 (▲15.1%)	18 (7.1%)
医療給付費①	—	—	—	—	—	—	6 (—)	19 (—)	17 (▲15.1%)	18 (7.1%)
現物給付	—	—	—	—	—	—	6 (—)	19 (—)	16 (▲15.1%)	17 (6.2%)
現金給付費(注1)	—	—	—	—	—	—	0 (—)	0 (—)	0 (▲12.9%)	0 (82.0%)
その他の現金給付費(注2)②	—	—	—	—	—	—	— (—)	1 (—)	1 (50.0%)	2 (9.7%)
保険給付費(①+②)	—	—	—	—	—	—	6 (—)	20 (—)	18 (▲12.2%)	19 (7.3%)

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費(一部負担金相当額の支払を含む)及び移送費に限っています(図表2-5についても同様)。

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表 2-5) 医療費の動向 [内訳③: 経過的職務上給付]】

(単位:億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
医療費総額	—	—	—	—	—	—	2 (—)	3 (—)	2 (▲40.3%)	1 (▲33.8%)
医療給付費①	—	—	—	—	—	—	2 (—)	3 (—)	2 (▲40.3%)	1 (▲33.8%)
現物給付	—	—	—	—	—	—	2 (—)	3 (—)	2 (▲44.1%)	1 (▲27.0%)
現金給付費	—	—	—	—	—	—	0 (—)	0 (—)	0 (39.2%)	0 (▲90.6%)
その他の現金給付費(注)②	—	—	—	—	—	—	5 (—)	9 (—)	4 (▲53.8%)	3 (▲39.8%)
保険給付費(①+②)	—	—	—	—	—	—	6 (—)	12 (—)	6 (▲50.1%)	4 (▲37.8%)

注) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

【(図表 2-6) 年金給付費の動向】

(年金給付費:億円、受給権者数:人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
年金給付費	39 (0.4%)	40 (2.0%)	41 (3.5%)	44 (6.9%)	44 (0.1%)	44 (0.1%)	45 (1.8%)	45 (▲0.2%)	43 (▲4.8%)	43 (▲0.3%)
受給権者数	2,027 (2.2%)	2,067 (2.0%)	2,127 (2.9%)	2,172 (2.1%)	2,212 (1.8%)	2,246 (1.5%)	2,289 (1.9%)	2,311 (1.0%)	2,309 (▲0.1%)	2,283 (▲1.1%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者数の合計です。

# 第3章 船員保険事業の概況

## (1) 保険運営の企画・実施

### i) 保険者としての総合的な取組みの推進

24年度の船員保険事業については、加入者の皆様の疾病予防を目的として特定健康診査等を実施したほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた取組みを行いました。

また、加入者の皆様に対して「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行うとともに、レセプト点検において、査定事例の共有化や点検員研修等の実施による点検技術の向上を図るなど、医療費の適正化等を目的とした取組みを行いました。

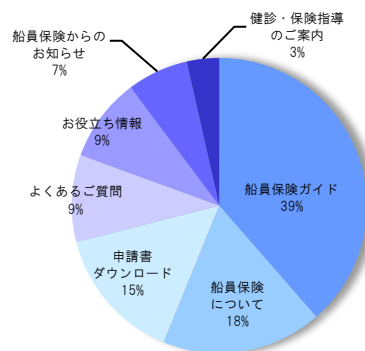
このほか、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向やオーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について調査分析を行うなど、保険者としての取組みを総合的に推進しました。

### ii) 情報提供・広報の充実

加入者や船舶所有者の皆様への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌等を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。

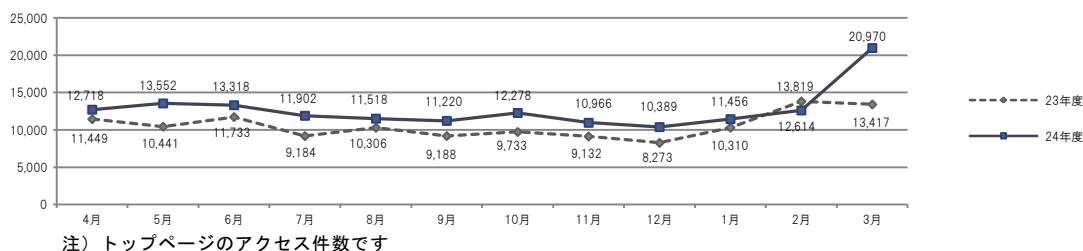
また、25年3月の協会ホームページのリニューアルに伴い、申請書ダウンロードや保険料額表など、アクセスの多いページへのリンクを設定したバナーをトップページに設置するなど、レイアウトを見直しました。さらに、船員保険の各種申請について説明したコンテンツ「こんなときどうする」及び「よくあるご質問」を新設するなど、加入者や船舶所有者の皆様役に役立つ情報の提供に努めています。

【(図表 3-1) 船員保険ホームページの利用状況 [アクセスの内訳]】



注) 25年3月の内訳です

【(図表 3-2) 船員保険ホームページアクセス件数 [24年4月~25年3月]】



注) トップページのアクセス件数です



このほか、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広い広報を目的に、次のような取組みを行いました。

- ◆ 船員保険の業務を簡潔に紹介した「船員保険業務のご案内」を作成しました。25年3月に労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関に配布し、窓口に設置いただきました。

[船員保険業務のご案内]

配布内訳  
 労働基準監督署 約 5,000 部  
 年金事務所 約 3,000 部  
 協会支部 約 2,000 部  
 合 計 約 10,000 部



- ◆ 船員保険の運営状況等について解説した「船員保険通信」を作成し、24年11月に被保険者及び船舶所有者の皆様へ配布しました。

[船員保険通信]

配布内訳  
 被保険者 約 60,000 部  
 船舶所有者 約 5,000 部  
 合 計 約 65,000 部



- ◆ 船舶所有者の皆様には、日本年金機構の協力の下、25年2月に送付する保険料納入告知書に保険料率変更に関するリーフレットを同封し、また、疾病任意継続被保険者の皆様には保険料納付書に保険料率変更に関するリーフレットや健診案内リーフレット等を同封いたします。

封し、配布しました。また、関係団体の機関誌等に健診案内などの情報を掲載いただくなど、様々な広報活動に取り組みました。

今後も、加入者や船舶所有者の皆様の視点に立ったわかりやすい広報を心がけるとともに、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化していきます。

### iii) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の皆様の窓口負担の軽減につながり、また、増加傾向にある医療費を少しでも減少させる取組みとして、船員保険加入者の皆様に対し、ジェネリック医薬品の使用促進を呼びかけました。

具体的には、加入者の皆様に

- ・ 「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りし、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるのかお知らせする、
- ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」をお送りし、加入者の皆様が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望されることを伝えていただきやすくする

といった取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用を促進しました。

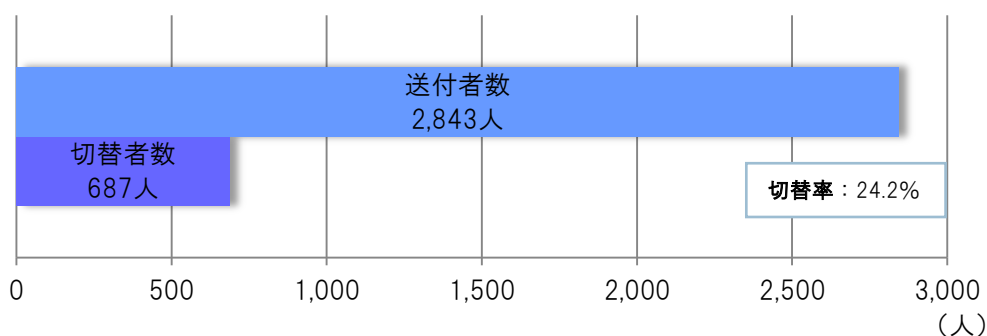
このほか、ホームページや関係団体の機関誌等を通じ、ジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

#### ①ジェネリック医薬品軽減額通知

先発医薬品を長期服用している 25 歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。

24 年 11 月に 2,843 人の方に通知し、24.2%にあたる 687 人の方にジェネリック医薬品に切り替えていただきました。これによる医療費の軽減効果額は、1 ヶ月あたり約 100 万円（自己負担分で約 30 万円、保険給付分で約 70 万円）であり、単純に推計すると年間約 1,200 万円の財政効果が得られることとなります。

【(図表 3-3) 船員保険におけるジェネリック医薬品軽減額通知サービス送付者・切替者数】



[通知条件] 年齢 25 歳以上・軽減効果額 300 円以上

## ②ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット

ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を約 50,000 枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」に同封することにより配布しました。

## iv) 健全かつ安定的な財政運営の確保

24年度の船員保険の収入は487億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が359億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が30億円、職務上年金給付費等交付金が72億円となっています。

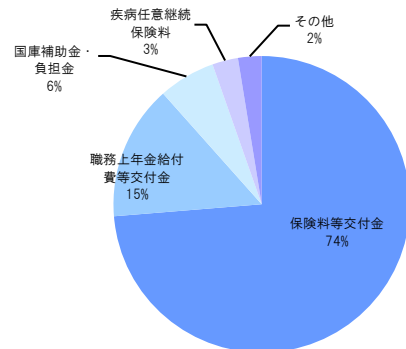
一方、支出は459億円であり、その主な内訳は、保険給付費が266億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が117億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が32億円となっています。

また、船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会で報告しました。平成19年の制度改正の効果もあり、船員保険の直近の財政状況は安定しています。

しかしながら、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、今後とも、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。

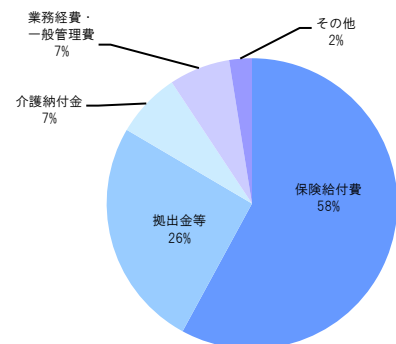
【(図表3-4) 24年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	487億円
保険料等交付金	359億円
疾病任意継続保険料	14億円
国庫補助金・負担金	30億円
職務上年金給付費等交付金	72億円
その他	12億円



【(図表3-5) 24年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	459億円
保険給付費	266億円
拠出金等	117億円
介護納付金	33億円
業務経費・一般管理費	32億円
その他	12億円



## v) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金は、今後の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、24年度の運用益は約8,000万円となっています。

## (2) 船員保険給付等の円滑な実施

### i) 現金給付等の支給状況（24年4月～25年3月）

24年度における職務外給付の支給額は、傷病手当金15億7,880万円（支給件数5,766件）、出産手当金1,002万円（同28件）、出産育児一時金4億8,363万円（同1,153件）、高額療養費（償還払い）1億2,227万円（同1,819件）、柔道整復施術療養費1億6,842万円（同38,492件）、その他の療養費3,822万円（同2,366件）となっています。

一方、職務上上乘せ給付・独自給付<sup>(注1)</sup>の支給額は、休業手当金1億5,147万円（同1,071件）、障害年金・遺族年金702万円（24年度末の受給権者数7人）、障害手当金・遺族一時金2,432万円（支給件数28件）、行方不明手当金529万円（同10件）となっています。

経過職務上給付<sup>(注2)</sup>の支給額は、傷病手当金2億4,459万円（同643件）、障害年金・遺族年金41億4,463万円（24年度末の受給権者数2,276人）、障害手当金・遺族一時金7,828万円（支給件数14件）となっています。

このほか、24年度からは休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金<sup>(注3)</sup>についても支給対象者694名に受給勧奨状を送付し、1億2,401万円（同620件）を支給しました。

また、経過特別支給金<sup>(注4)</sup>についても、支給対象者39名に受給勧奨状を送付し、4,339万円（同34件）を支給しました。

なお、東日本大震災の被災者の方の一部負担金免除に関しては、福島第一原発事故の警戒区域等の被災者の方について、免除期間が延長されたことから、24年9月及び25年2月に免除期間を更新した証明書を送付しました。（免除証明書更新件数（25年2月時）：18件）

注1) 船員保険は22年1月から改正法が施行され、それまでの職務上疾病・年金部門は労災保険に統合されましたが、労災保険に同趣旨の給付はあるもののそれまでの船員保険の給付水準を下回っている給付は、その差分相当について、現在も船員保険から職務上上乘せ給付として支給しています。また、行方不明手当金は、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、現在も船員保険から支給しています。

注2) 21年12月以前の職務上の災害による傷病が支給事由の傷病手当金や障害年金等の給付は、従前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しています。

注3) 休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注4) 経過特別支給金は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受ける方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

【(図表3-6) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
職務外給付	傷病手当金	件数	7,796 (0.5%)	7,173 (▲8.0%)	6,735 (▲6.1%)	6,308 (▲6.3%)	5,766 (▲8.6%)
		金額	1,970,451 (5.6%)	1,815,664 (▲7.9%)	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (▲9.0%)	1,578,803 (▲7.9%)
		1件当たり金額	252,752 (5.1%)	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	271,625 (▲2.9%)	273,812 (0.8%)

	出産手当金	件数	6 (0.0%)	4 (▲33.3%)	17 (325.0%)	17 (0.0%)	28 (64.7%)
		金額	5,270 (5.5%)	3,909 (▲25.8%)	10,057 (157.3%)	8,095 (▲19.5%)	10,022 (23.8%)
	出産育児一時金	件数	1,106 (4.0%)	976 (▲11.8%)	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)	1,153 (▲0.9%)
		金額	392,560 (5.5%)	371,653 (▲5.3%)	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)	483,630 (▲0.9%)
	高額療養費	件数	11,954 (12.8%)	11,857 (▲0.8%)	12,052 (1.6%)	11,726 (▲2.7%)	12,099 (3.2%)
		金額	1,228,322 (▲0.9%)	1,212,346 (▲1.3%)	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)	1,304,672 (3.3%)
		1件当たり金額	102,754 (▲12.2%)	102,247 (▲0.5%)	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)	107,833 (0.1%)
	現物給付分	件数	8,965 (41.8%)	9,648 (7.6%)	9,380 (▲2.8%)	9,349 (▲0.3%)	10,280 (10.0%)
		金額	992,666 (26.9%)	1,052,274 (6.0%)	1,038,565 (▲1.3%)	1,076,869 (3.7%)	1,182,406 (9.8%)
		1件当たり金額	110,727 (▲10.5%)	109,067 (▲1.5%)	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)	115,020 (▲0.1%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,989 (▲30.0%)	2,209 (▲26.1%)	2,672 (21.0%)	2,377 (▲11.0%)	1,819 (▲23.5%)
		金額	235,656 (▲48.4%)	160,072 (▲32.1%)	210,702 (31.6%)	186,720 (▲11.4%)	122,266 (▲34.5%)
		1件当たり金額	78,841 (▲26.3%)	72,464 (▲8.1%)	78,855 (8.8%)	78,553 (▲0.4%)	67,216 (▲14.4%)
	療養費	件数	—	—	35,613 (—)	45,570 (28.0%)	40,858 (▲10.3%)
		金額	—	—	200,997 (—)	245,163 (22.0%)	206,649 (▲15.7%)
		1件当たり金額	—	—	5,644 (—)	5,380 (▲4.7%)	5,058 (▲6.0%)
	柔道整復 施術療養費	件数	—	—	32,953 (—)	42,730 (29.7%)	38,492 (▲9.9%)
		金額	—	—	153,311 (—)	198,850 (29.7%)	168,425 (▲15.3%)
		1件当たり金額	—	—	4,652 (—)	4,654 (0.0%)	4,376 (▲6.0%)
	その他の 療養費	件数	—	—	2,660 (—)	2,840 (6.8%)	2,366 (▲16.7%)
金額		—	—	47,686 (—)	46,313 (▲2.9%)	38,224 (▲17.5%)	
1件当たり金額		—	—	17,927 (—)	16,307 (▲9.0%)	16,155 (▲0.9%)	
職務上 上乗せ給付・ 独自給付	休業手当金	件数	—	—	693 (—)	962 (38.8%)	1,071 (11.3%)
		金額	—	—	92,002 (—)	138,035 (50.0%)	151,471 (9.7%)
		1件当たり金額	—	—	132,759 (—)	143,488 (8.1%)	141,429 (▲1.4%)
	障害年金	受給権者	—	—	—	1 (—)	1 (0.0%)
		金額	—	—	—	1,449 (—)	3,469 (139.4%)
	遺族年金	受給権者	—	—	—	3 (—)	6 (100.0%)
		金額	—	—	—	629 (—)	3,553 (465.3%)
	障害手当金	件数	—	—	4 (—)	11 (175.0%)	26 (136.4%)
		金額	—	—	638 (—)	4,842 (659.0%)	22,433 (363.3%)
遺族一時金	件数	—	—	1 (—)	6 (500.0%)	2 (▲66.7%)	
	金額	—	—	1,026 (—)	3,132 (205.3%)	1,890 (▲39.7%)	



行方不明手当金	件数	—	6 (—)	19 (216.7%)	18 (▲5.3%)	10 (▲44.4%)
	金額	—	3,422 (—)	8,019 (134.3%)	12,008 (49.8%)	5,290 (▲55.9%)
傷病手当金	件数	—	4,799 (▲6.5%)	2,209 (▲54.0%)	1,025 (▲53.6%)	643 (▲37.3%)
	金額	—	1,825,932 (3.6%)	888,696 (▲51.3%)	403,174 (▲54.6%)	244,589 (▲39.3%)
	1件当たり金額	—	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	393,340 (▲2.2%)	380,387 (▲3.3%)
障害年金	受給権者	—	528 (0.2%)	533 (0.9%)	532 (▲0.2%)	527 (▲0.9%)
	金額	—	956,202 (—)	980,901 (2.6%)	947,878 (▲3.4%)	949,808 (0.2%)
遺族年金	受給権者	—	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	1,773 (▲0.3%)	1,749 (▲1.4%)
	金額	—	3,227,706 (—)	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (▲1.9%)	3,194,823 (▲0.6%)
障害手当金	件数	—	59 (▲9.2%)	64 (8.5%)	17 (▲73.4%)	11 (▲35.3%)
	金額	—	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	76,671 (▲61.7%)	54,840 (▲28.5%)
遺族一時金	件数	—	16 (77.8%)	3 (▲81.3%)	— (▲100.0%)	3 (—)
	金額	—	124,164 (25.4%)	22,182 (▲82.1%)	— (▲100.0%)	23,443 (—)

注1) 「職務外給付」とは、職務外の傷病を支給事由とする傷病手当金等です。「職務上乗せ給付」とは、船員保険の職務上給付(労災保険相当分)が22年1月に労災保険に統合されたことに伴い、従前の船員保険の給付水準と労災保険の給付水準との差額相当を支給するものであり、休業手当金等が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金が該当します。「経過的職務上給付」とは、21年12月以前の職務上の災害による傷病が支給事由の傷病手当金や障害年金等であり、従前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しています。なお、この表では、支給件数の極めて少ない給付は掲げていません。

注2) 括弧内は前年度増減率です。

注3) 21年度の件数及び金額は、社会保険庁において支給したものと協会が支給したものと合計です。

注4) 療養費には下船後の療養補償に係るものを含めていません。

## ii) 保険給付の適正な支払い

船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配布しました。

柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施するとともに、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配布しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に広報記事を掲載いただきました。

[下船後の療養補償に関するリーフレット]

### 平成24年度の下船後の療養補償に関する広報実績

- 5月 船舶所有者にリーフレットを配布(約4,000枚)
- 6月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 8月 ホームページ(船員保険マンスリー)に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 1月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 加入者にリーフレットを配布(約46,000枚)

The image shows two leaflets. The left one is addressed to '船員保険の皆さまへ' (Dear Members of Ship Insurance) and provides instructions on how to properly handle the '療養補償証明書' (Medical Expense Reimbursement Certificate). It includes sections for '下船後三月の療養補償とは?' (What is medical expense reimbursement after disembarkation?), '療養補償の対象となる病気やけがは?' (What illnesses or injuries are eligible for reimbursement?), and 'ご注意ください!' (Please be careful!). The right leaflet is titled '職務上の病気やけがは労災保険の請求手続きをお願いします' (Please apply for workers' compensation for work-related illnesses or injuries) and provides '療養補償証明書の記入上の注意' (Notes on filling out the medical expense reimbursement certificate). It lists key points such as '負傷者の記入について' (Regarding the injured person's entry), '下船年月日' (Disembarkation date), and '下船後三月の年月日' (Date three months after disembarkation).

- 5 月 船舶所有者にリーフレットを配布(約 4,000 枚)
- 7 月 ホームページに記事を掲載
- 11 月 加入者にリーフレットを配布(約 3,000 枚)
- 2 月 ホームページ(船員保険マンスリー)に記事を掲載
- 3 月 加入者にリーフレットを配布(約 46,000 枚)、関係団体の機関誌に記事を掲載



### iii) サービス向上のための取組み

#### ① サービススタンダード

船員保険給付の申請の受付から振込までの標準的な期間については、サービススタンダードを 10 営業日以内と定め、引き続き、サービスの向上を目指しました。

サービススタンダードの達成率 (10 営業日以内に振込むことができた割合) は、24 年度全体では 99.9% であり、24 年 8 月、12 月及び 25 年 1 月を除く各月においては 100% を達成しています。また、平均所要日数は 6.04 日でした。

保険証の発行に要する日数についても、24 年度の平均は 2.00 日 (疾病任意継続被保険者分は 2.32 日) であり、目標指標である 3 営業日以内を達成しています。

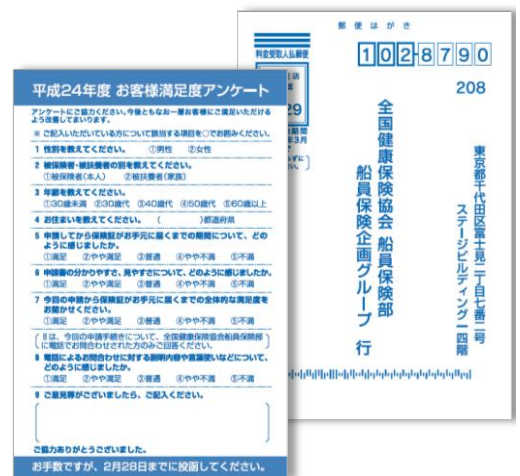
#### ② お客様満足度調査

加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。(24 年 8 月～25 年 2 月 送付数 6,000 名、回収数 800 名)

回収数は限られていますが、結果については、職員の応接態度に対する満足度を除き、各指標において前年度より改善が見られました。(※)

なお、アンケートの実施に当たっては、アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載し、アンケート回収率の向上に努めました。

[アンケートはがき(保険証送付時用)]



また、24年度においては、アンケートの回答状況等を踏まえつつ、お客様満足度改善に向け、以下の取組みを行いました。

- ◆ 傷病手当金の支給申請書や記入例の一部見直しを行うなどの改善に取り組み、手続方法に対する満足度の向上に努めました。
- ◆ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施し、職員の応接態度の質の向上に努めました。

※平成24年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成24年度お客様満足度調査結果(船員保険)について」をご覧ください。

【(図表3-7) お客様満足度調査(全体)】

指 標	23年度	24年度
申請に対する満足度	38%	44%
手続き方法に対する満足度	33%	40%
職員の応接態度に対する満足度	59%	55%
サービス全体としての満足度	39%	47%

注)満足度とは、お客様満足度調査(アンケート)における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。(回答は、満足・やや満足・普通・やや不満・不満の5区分)

【(図表3-8) お客様満足度調査(再掲)】

[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方]

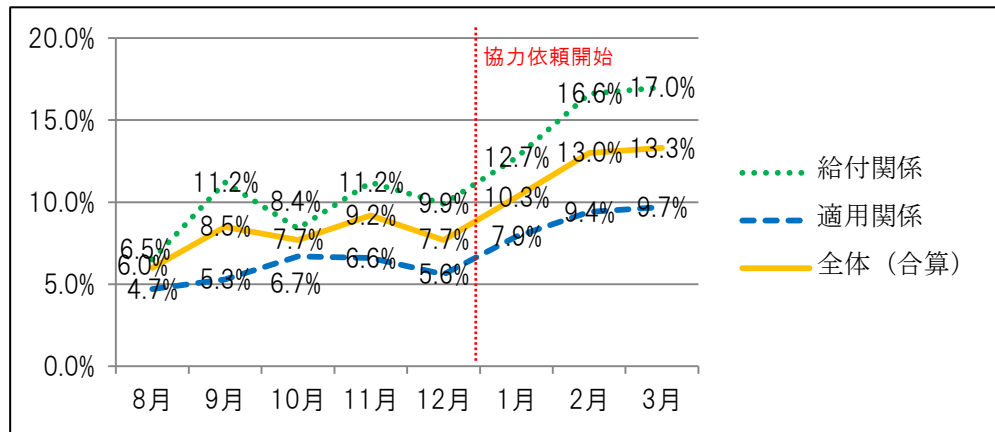
指 標	23年度	24年度
申請に対する満足度	37%	43%
手続き方法に対する満足度	36%	44%
職員の応接態度に対する満足度	63%	58%
サービス全体としての満足度	36%	47%

[傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知を送付した方]

指 標	23年度	24年度
申請に対する満足度	41%	44%
手続き方法に対する満足度	31%	37%
職員の応接態度に対する満足度	56%	53%
サービス全体としての満足度	41%	48%



【(図表 3-9) お客様満足度調査 (回収率の推移)】



#### iv) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成の上、加入者の皆様には「ジェネリック医薬品軽減通知」送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に同封して配布し、現物給付化による支給手続きの簡素化の周知、普及に努めました。

なお、高額療養費を未申請の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

#### v) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の喪失届出が正しく提出されないと、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあり、また、加入者の人数によって算出される高齢者医療制度への拠出金等の負担額も増えるなど、加入者の保険料負担に影響します。

そこで、24年度においては、保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、23年度に東日本大震災の影響により実施できなかった「被扶養者資格の再確認」を船舶所有者の皆様の協力を得て実施しました。

24年度は、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。その結果、423人の被扶養者資格喪失の届出漏れが確認され、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への拠出金は約2,500万円削減されることが見込まれました。

なお、25年度についても引き続き実施する予定としており、25年3月に船舶所有者の皆様にも事前案内を行いました。

## vi) レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検については、健康保険事業においてレセプト点検に従事している人材を活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、東京支部において業務を行っています。

24年度においては、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。また、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

なお、上記の取組みなどにより、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、23年度と比べ増加しました。

【(図表3-10) レセプト点検効果額】

	被保険者1人当たり効果額	
資格点検	1,073円	(1,638円)
内容点検	1,732円	(1,244円)
外傷点検	588円	(606円)

注1) 資格点検及び内容点検は、4月から3月までの間に社会保険診療報酬支払基金から再審査の結果が通知されたレセプトに係る効果額です。外傷点検は、4月から3月までの間に返納金の決定を行ったレセプトに係る効果額です。

注2) ( )内は、23年度の数値です。

## vii) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されていない方に対しては日本年金機構から一次催告を行い、その後も返却されない方に対して文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

また、発生した債権については、文書や電話による催告を行ったほか、支払督促等の実施などにより回収の強化に努めました。

## (3) 保健・福祉事業の着実な実施

### i) 保健事業の効果的な推進

特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定健診後の特定保健指導については、平成20年4月に策定された船員保険における第一期特定健康診査実施計画(図表3-11参照)に基づき、24年度の目標達成に向けて健診事業等の推進を図りました。

また、第一期特定健康診査実施計画の最終年度を迎えるに当たって、厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本指針において、新たな特定健診及び特定保健指導の目標実施率が示されたことを踏まえ、これまでの実施状況や他保険者における実施率向上に向けた取組み等も参考としつつ、新目標を25年度からの5年間で達成するための第二期特定健康診査等実施計画(図表3-12参照)を策定しました。

【(図表3-11) 第一期実施計画における実施率目標】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(参酌標準)
<b>特定健康診査</b>	<b>48.6%</b>	<b>55.1%</b>	<b>60.1%</b>	<b>65.1%</b>	<b>70.0%</b>
被保険者	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
被扶養者	35.0%	43.8%	52.6%	61.4%	70.0%
<b>特定保健指導</b>	<b>20.0%</b>	<b>26.2%</b>	<b>32.4%</b>	<b>38.6%</b>	<b>45.0%</b>
被保険者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被扶養者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%

注) 被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分20%を含めています。

【(図表3-12) 第二期実施計画における実施率目標】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
<b>特定健康診査</b>	<b>40.7%</b>	<b>43.9%</b>	<b>50.7%</b>	<b>57.5%</b>	<b>65.0%</b>
被保険者	60.5%	64.5%	72.5%	80.5%	90.0%
生活習慣病 予防健診	37.5%	38.5%	40.5%	42.5%	45.0%
手帳証明	23.0%	26.0%	32.0%	38.0%	45.0%
被扶養者	12.0%	14.0%	19.0%	24.0%	29.0%
<b>特定保健指導</b>	<b>9.8%</b>	<b>12.7%</b>	<b>18.4%</b>	<b>24.1%</b>	<b>30.0%</b>
被保険者	10.0%	13.0%	19.0%	25.0%	32.0%
被扶養者	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%

注) 被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分を「手帳証明」として含めています。

しかしながら、船員保険においては、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回る状況にあります。

24年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施しました。

また、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の締結を働きかけ、その実施機関の拡充を図るとともに、特定保健指導の外部委託機関の拡大を図ることで、利用者の利便性を高める等の取組みを推進しました。

【被保険者に対する健診等実施機関の拡大状況（対前年度比）】

- ・生活習慣病予防健診実施機関 137 機関（+11 機関）
- ・特定保健指導実施機関 37 機関（+29 機関）

※被扶養者については健保と同様に集合契約の締結により、全国約 5 万の特定健診実施機関及び全国約 1 万の特定保健指導実施機関で受診可能です。

さらに、被扶養者を対象とした特定健診については、市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報や特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進しました。

生活習慣病予防健診を含む特定健診の実施率及び特定保健指導の実施率については、図表 3-13のとおりです。

特定健診等の実施率の達成状況を国に報告するに当たっては、生活習慣病予防健診の実施状況に加えて船員手帳健康証明取得者分も反映させた実績を報告することとなっており、その実施率は、図表3-14のとおりです。

【（図表 3-13）生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績（速報値）】

		22 年度		23 年度		24 年度		23 年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 （被保険者の特定健診） 40～74 歳		(対象者) 41,771 人 (受診者) 14,060 人	33.7%	(対象者) 40,665 人 (受診者) 13,748 人	33.8%	(対象者) 39,726 人 (受診者) 13,957 人	35.1%	209 人	1.3%
生活習慣病予防健診 （被保険者） 35～39 歳		(対象者) 4,657 人 (受診者) 1,874 人	40.2%	(対象者) 4,707 人 (受診者) 1,886 人	40.1%	(対象者) 4,660 人 (受診者) 1,983 人	42.6%	97 人	2.5%
特定健康診査 （被扶養者） 40～74 歳		(対象者) 28,596 人 (受診者) 2,419 人	8.5%	(対象者) 27,435 人 (受診者) 2,408 人	8.8%	(対象者) 26,433 人 (受診者) 2,331 人	8.8%	▲77 人	0.0%
特定保健指導 （被保険者）	初回面談	(対象者) 4,484 人 (受診者) 1,037 人	23.1%	(対象者) 4,177 人 (受診者) 974 人	23.3%	(対象者) 4,146 人 (受診者) 891 人	21.5%	▲83 人	▲1.8%
	6か月後評価	286 人	6.4%	229 人	5.5%	218 人	5.3%	▲11 人	▲0.2%
特定保健指導 （被扶養者）	初回面談	(対象者) 232 人 (受診者) 13 人	5.6%	(対象者) 270 人 (受診者) 5 人	1.9%	(対象者) 239 人 (受診者) 4 人	1.7%	▲1 人	▲0.2%
	6か月後評価	6 人	2.6%	1 人	0.4%	1 人	0.4%	0 人	0.0%

注 1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「（対象者）」とし、当該年度中の受診者を「（受診者）」としています。

注 2) 船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分を含めていません。

【(図表 3-14) 船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分を含めた国へ報告する際の実施率(速報値)】

	22年度(確報値)	23年度(速報値)	24年度
<b>特定健康診査</b>	<b>34.7%</b>	<b>35.4%</b>	—
被保険者 <sup>(注2)</sup>	52.2%	53.1%	—
生活習慣病予防健診受診者	33.8%	34.2%	—
船員手帳健康証明取得分	19.0%	19.6%	—
被扶養者	8.8%	9.1%	—
<b>特定保健指導</b>	<b>6.3%</b>	<b>6.6%</b>	—

注1) 上記の国に報告する実施率は、年度途中で加入・脱退した方が含まれていないため、図表 3-13 の実施率とは一致しません。

注2) 「生活習慣病予防健診受診者」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれており、「船員手帳健康証明取得分」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれていないため、これらを合算しても被保険者全体の実施率とは一致しません。

注3) 特定保健指導は、6 か月後評価まで終了の方の数値です。

注4) 24 年度実施率は、船員手帳証明データを 8 月末までに船舶所有者から提出していただいたうえで、取りまとめる予定です。

## ii) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

24 年度の特定健診・特定保健指導の実施率向上を目的に、以下の取組みを推進しました。

ア. 適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み

### 【広報活動】

「船員保険業務のご案内」パンフレットに生活習慣病予防健診等について記載し、協会支部、年金事務所などの窓口に設置しました。また、健診業務の委託先である一般財団法人船員保険会のホームページや船員保険部のホームページを活用した広報を実施しました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、医療費通知や被扶養者資格の再確認実施時における健診に関するチラシの同封や船舶関係団体等のご協力の下、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等の機関誌を活用した広報に取り組むなど、多角的に広報を実施しました。

### 【パンフレット等の送付による健診案内】

健診の案内については、生活習慣病予防健診対象者 42,967 人に対して年度初めに被保険者用の受診券及び生活習慣病予防健診パンフレット等を船舶所有者 5,942 へ送付し、船舶所有者を通じて配布をお願いしました。

同様に、特定健診対象被扶養者 25,813 人に対しても、年度初めに受診券及び被扶養者用の特定健診パンフレット等を船舶所有者 3,959 へ送付し、船舶所有者を通じて配布をお願いしました。

また、疾病任意継続被保険者 3,498 人、被扶養者 2,425 人に対しては、被保険者の自宅あてに受診券及びパンフレット等を送付しました。

### 【健診未受診者への勧奨】

生活習慣病予防健診（被保険者）及び特定健診（被扶養者）をまだ年度内に受診されていない方を対象とした広報を、11月に船舶所有者を通じて実施しました。（未受診勧奨船舶所有者 3,685）

#### イ. 受診券申請手続きの省略による手続きの簡素化

被保険者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに船舶所有者に対して健診案内のパンフレット等を送付する際に、あらかじめ生活習慣病予防健診の対象となる方全員の受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を行いました。

#### ウ. 特定保健指導の利用者負担額の軽減

被扶養者に対する特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）にかかる保険者負担の上限額をそれぞれ引き上げることにより、利用者の負担額を軽減（※集合契約A機関の場合は無料）しました。

※平成24年4月1日時点 1,537 機関

#### エ. 市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施

年度初めに船舶所有者を通じて被扶養者の特定健診受診券等を配布する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を行いました。

#### オ. 船員手帳の健康証明書の写しの取得

被保険者の方は船員法により、一年に一度必ず船員手帳の健康証明を受けることになっていることから、生活習慣病予防健診を受診されなかった方も、船員手帳健診の写しを提供いただくことにより、受診状況を把握し船員保険の実施率に加えることができるとともに、特定保健指導に該当された方に対して特定保健指導の働きかけが可能となります。

このため、7月に船舶所有者 3,728 に前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳健康証明書の写しのご提出を依頼しました。また、船舶関係団体等に広報のご協力をいただきました。

### **iii) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み**

加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、23年度から「船員保険生涯健康生活支援事業」を実施しております。24年度は次の事業を実施しました。

- ◆ 生活習慣病予防健診を受診しても自らの健診結果を見ていなかったり、覚えていない受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、一

人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を作成し、24年1月から12月までに生活習慣病予防健診を受診された方に配布しました

[平成24年度 情報提供冊子(男性版)]

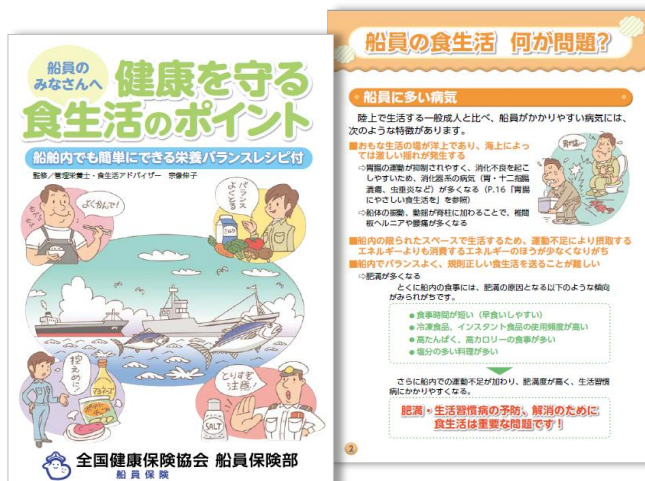
配布状況  
24年12月～25年3月  
約16,000部を送付



- ◆ 加入者の健康増進を図るため、船舶内の食事をテーマに取り上げた普及啓発用の小冊子「健康を守る食生活のポイント」を作成し、被保険者及び船舶所有者の皆様へ配布しました。

[平成24年度 普及啓発用の小冊子]

配布状況  
25年3月  
約65,000部を送付



- ◆ 加入者の健康増進に対する意識啓発につなげるため、船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師を講師として派遣しました。

派遣状況  
24年11月 兵庫 ≪講義名:「生活改善で血管の若さを保ちましょう」≫  
24年11月 大阪 ≪講義名:「生活習慣病予防 脂質異常症の予防と改善」≫

- ◆ 今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、レセプトデータ等を活用し、加入者の医療費の傾向や平成 23 年度にオーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における受診行動について調査分析を行いました。

#### **iv) 福祉事業の着実な実施**

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する一般財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上昇に努めました。

また、保養事業に関しては、厚生労働省保険局の「船員保険制度に関する懇談会」において船員保険福祉センターの取扱いが示されました。

4カ所ある船員保険福祉センターのうち、1カ所は船員保険福祉センターとしての存続に向けた売却手続きを進め、3カ所は廃止することとされた一方で、今後は時代背景や船員ニーズの変化等を踏まえ、より多くの船員保険関係者が利用可能な「新たな福祉事業」の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を行うこととされました。

このため、協会では、船員保険関係者で構成する保健福祉事業のあり方に関する検討作業チームにおいて、具体化に向けた検討を開始しました。



## 第4章 東日本大震災における影響と対応について

### (1) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応

23年度は、東日本大震災により被災した加入者や事業主及び船舶所有者の皆様に対して「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）及び国の方針に基づいて保険料の免除や納付期限の延長、一部負担金等の猶予や免除等に関する対応をとってまいりましたが、24年度は、国の方針及び財政措置に基づき、「原発事故に伴う警戒区域等※の被災者」について一部負担金等の免除等の措置を延長するなど、主に以下のような対応を行ってまいりました。

※警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

#### i) 医療機関における一部負担金の免除

震災後まもなく被災された加入者の方が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わず（支払の猶予）受診することを可能としていましたが、特別法の成立後、被災された方については一部負担金等を免除することとし、23年7月1日以降は、免除を受けるためには協会などの保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

この一部負担金等の免除を受けることができる期間は、特別法において、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたことから、25年2月末日まで延長されました。また、政府予算で財政措置がされない「その他の被災者（住居の全半壊等）」についても、健康保険法等の規定に基づく保険者判断により協会として24年9月末日まで免除を継続することとしました。

#### (参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況（累計）

##### 〔船員保険〕

	発行枚数
25年3月31日現在	8,980

#### ii) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を受けた場合には、申請により保険者から自己負担分を還付しています。

還付の対象期間は、24年度政府予算の財政措置により25年3月末日まで延長されています。

(参考) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付の状況

[船員保険]

	自己負担還付件数 (24年度受診者分)
生活習慣病予防健診	108
特定健診	70
特定保健指導	0

※ 25年6月末現在の件数を計上しています。

(2) 国の財政支援について

震災への対応として、24年度も引き続き一部負担金等の免除が講じられることとなりましたが、これらへの対応には協会財政への負担が生じることとなります。

23年度では、①一部負担金等免除に伴う補助、②保険料免除に伴う補助、③標準報酬の改定の特例に伴う補助を主たる措置として、296億円（健保295億円、船保1億円）が予算措置されましたが、24年度については、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」の一部負担金等免除措置に伴う補助として16億円（健保16億円、船保0.1億円）、特定健診及び特定保健指導を受けた方の自己負担分の還付に伴う補助として約0.1億円が予算措置されています。

東日本大震災の対応について

○ 協会における一部負担金の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	期間					備考
	24/9/30	25/2/28	3/1 3/31	4/1 26/2/28	3/31	
<b>一部負担金等</b> (療養費を除く。) ※療養費の本人負担分、食費・居住費の本人負担分の免除は特例法による措置であり、平成24年2月末で終了	← 原発事故関係 →		← 原発事故関係 →			健康保険法等の規定により、保険者判断で実施可能
	← 住居の全半壊等 →					
<b>健診・保健指導の費用</b>	← 原発事故関係 →		← 原発事故関係 →			国からの協力依頼により実施
	← 住居の全半壊等 →					

- ① 一部負担金等については、原発事故に伴う警戒区域等の被災者について、平成26年2月末まで免除を継続。(その他の被災者(住居の全半壊等)に係る一部負担金等の免除措置は、平成24年9月末で終了。)
- ② 健診・保健指導の費用の還付の取扱いについては、
  - ・ 原発事故に伴う警戒区域等の被災者については、平成25年度中の受診者を対象に取扱いを継続。
  - ・ その他の被災者(住居の全半壊等)については、平成24年度中の受診者までで終了。

## 第5章 平成24年度の総括

### 船員保険における平成24年度の総括

24年度においては、収入487億円、支出459億円で、財政状況は比較的安定していましたが、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、今後ともこれら指標の動向等を見極めながら、着実な事業運営に努めていく必要があります。

各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立ち、サービススタンダードの遵守に努めた結果、平均所要日数は前年度に比べ、概ね維持あるいは改善される結果となりました。

また、良質で効率的な医療の実現に向け、医療費の適正化などの保険者としての取組みを強化するため、「医療費通知」の送付や下船後の療養補償の適正受診の促進などに取り組むとともに、「ジェネリック医薬品の使用促進」や「被扶養者資格の再確認」などの新しい取組みにも着手しました。

保健事業に関しては、健康増進に関する意識啓発に取り組むとともに、健診結果を自らの健康づくりに活用いただくよう、オーダーメイドの「情報提供冊子」を配布するなど、「船員保険生涯健康生活支援事業」を着実に実施し、加入者の皆様の健康増進に関する取組みを推進しました。

また、特定健診や特定保健指導については、健診等実施機関の拡大や受診手続きの簡素化、特定保健指導の利用者負担額の軽減等の各種対策を講じ、その効果的な推進に努めましたが、利用状況は依然として厳しい状況にあり、今後、第二期特定健康診査等実施計画における目標を達成するためには、特定健診と特定保健指導の実施率向上の取組みを強化していく必要があります。

このほか、福祉事業に関しては、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、24年度も円滑な事業運営等に努めましたが、無線医療助言事業をはじめとするこれらの事業については、今後とも、引き続きその着実な実施が求められます。

なお、保養事業に関しては、厚生労働省保険局の「船員保険制度に関する懇談会」において示された方向性等を踏まえ、船員ニーズの変化等を踏まえた「新たな福祉事業」の創設について検討を進めてまいります。

今後の事業運営に当たっては、引き続き、

- (1) サービススタンダードの遵守等によるお客様サービスの維持・向上、
- (2) 特定健診や特定保健指導の実施率の向上等による加入者の皆様の健康生活の支援、
- (3) 医療費の適正化対策の推進による良質で効果的な医療の実現

に向けて、保険者機能を一層発揮できるよう努めてまいります。

また、船員労働の特性を十分考慮した事業実施を図るとともに、各種指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいります。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績	
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%	99.9%	
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	平均 6.04日	
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.00日	
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.32日	
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	41.7%	35.1%
		被扶養者	29.3%	8.8%
船舶所有者健診の実施	船員手帳健診のデータ取込率	20%	※1	
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者	15.0%	5.3%
		被扶養者	15.0%	0.4%
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額	23年度を上回る	1,732円（1,244円）	

※1 24年度の船員手帳健診データについては、現在、実績データ取込中である。

※2 （ ）内は、23年度の数値である。

【検証指標】

			実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		41件	(12件)
	疾病任意継続関係		0件	(1件)
	船員保険給付種別	療養費	7件	(1件)
		高額療養費	4件	(4件)
		傷病手当金	5件	(3件)
		休業手当金	5件	(1件)
		出産手当金	1件	(0件)
		出産育児一時金	1件	(1件)
		葬祭料	0件	(0件)
		年金	2件	(0件)
		その他	2件	(1件)
	健診関係		0件	(0件)
	保険証関係		8件	(0件)
	その他		6件	(0件)
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	苦情	7件	(1件)
		ご意見ご提案	5件	(0件)
		お礼・お褒めの言葉	1件	(0件)
お客様満足度	調査内容と満足度	申請に対する満足度	44%	(38%)
		手続き方法に対する満足度	40%	(33%)
		職員の応接態度に対する満足度	55%	(59%)
		サービス全体として満足度	47%	(39%)
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額		1,073円	(1,638円)
	被保険者1人当たり外傷点検効果額		588円	(606円)
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数※		1,545件	(1,289件)
	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙	466箱	(454箱)
		プリンタートナー(黒)	46個	(52個)
プリンタートナー(カラー)		52個	(57個)	

※1 船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数については、長期給付(障害年金等)の処理に係るものを除く。

※2 ( )内は、23年度の数値である。



## 参 考 资 料

# 平成 24 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

## 1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 2 月 15 日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

### (1) 調査対象者

- ① 疾病任意継続被保険者の資格を取得した方
- ② 傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

### (2) 調査方法

(1)の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には被保険者証を送付する際に、傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

### (3) アンケート送付数等

調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	3,000名	291名	9.7%
保険給付対象者	3,000名	509名	17.0%
合計	6,000名	800名	13.3%

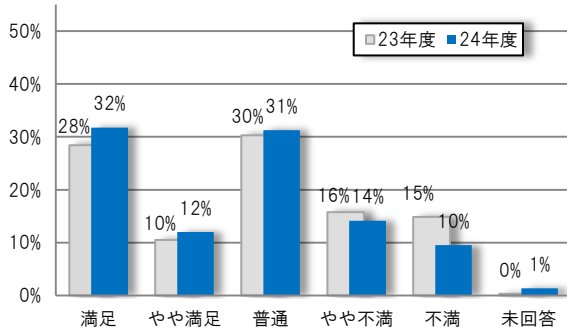


## 2 調査結果

### (1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

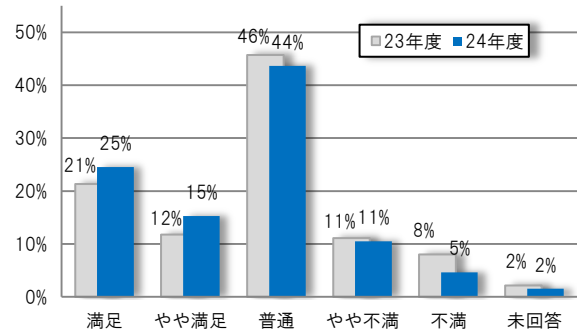
#### [申請に対する満足度]

申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



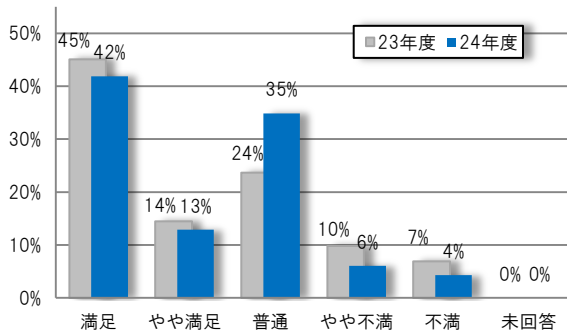
#### [手続方法に対する満足度]

申請書の分かりやすさ、見やすさについて

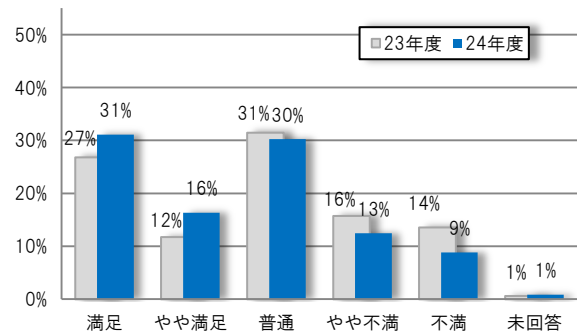


#### [職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて



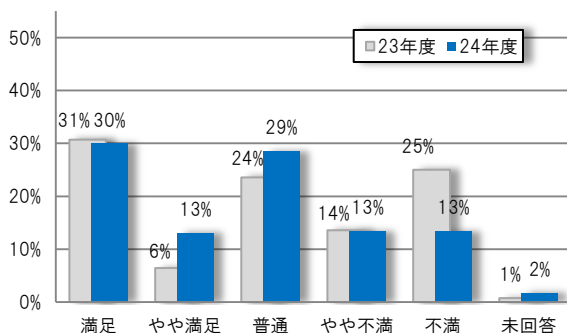
#### [サービス全体としての満足度]



### (2) 疾病任継対象者

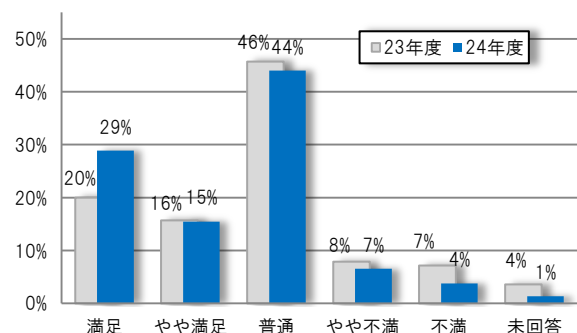
#### [申請に対する満足度]

申請から保険証が手元に届くまでの期間について



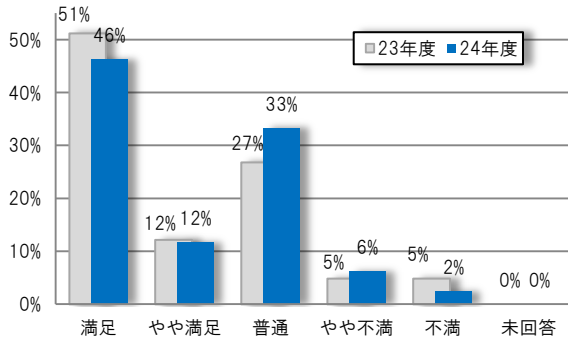
#### [手続方法に対する満足度]

申請書の分かりやすさ、見やすさについて



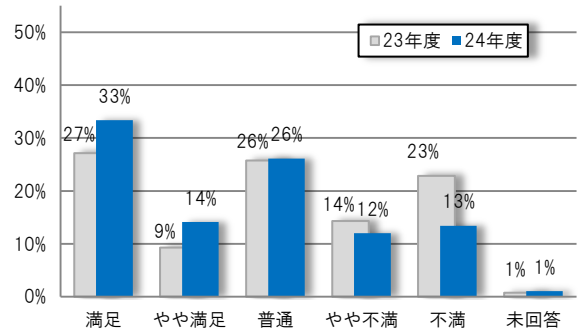
[職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]

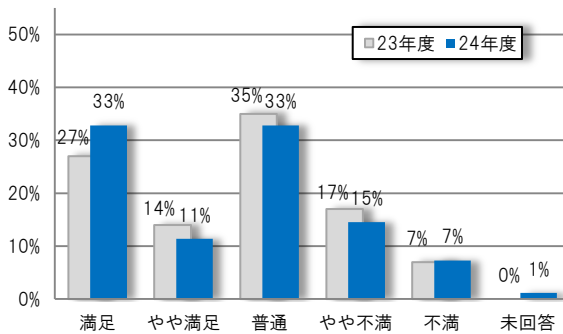
保険証がお手元に届くまでの全体的な満足度について



(3) 保険給付対象者

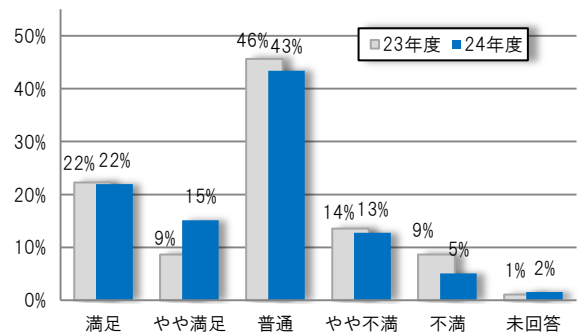
[申請に対する満足度]

申請から給付金が振り込まれるまでの期間について



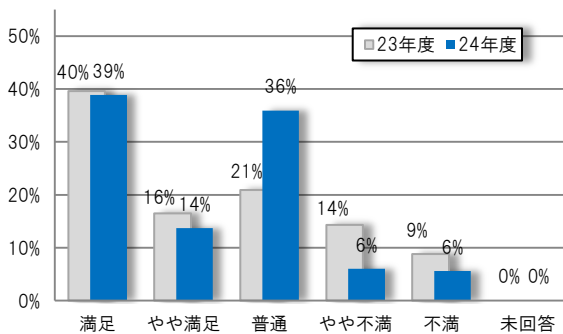
[手続方法に対する満足度]

申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]

給付金が振り込まれるまでの全体的な満足度について

